

## 資源/エネルギーニューズレター



## インドネシアにおける電力及び再生可能エネルギー発電に関する規制の最新動向

執筆: 松平 定之、Sinta Dwi Cestakarani、R. Wisnu Renansyah Jenie、Raditya Pratamandika Putra

## 1. はじめに

インドネシアは、ASEAN 最大の約 2 億 7020 万人(2020 年時点<sup>1</sup>)の人口を有し、その電力需要も増大している。2020 年におけるインドネシアの一人当たりの年間電力消費量は 1089kWh となった(なお、COVID-19 の影響もあり、2020 年の想定値であった 1142kWh の 95%にとどまった<sup>2</sup>)。MEMR(資源エネルギー省: Ministry of Energy and Mineral Resources)のデータによれば、電力供給の大半は石炭(38.04%)、石油(31.60%)及び天然ガス(19.16%)等の再生可能エネルギー以外のエネルギーによって賄われている<sup>3</sup>。パリ協定に基づくインドネシア政府のコミットメントにもかかわらず、再生可能エネルギーによる電力供給は未だ 12%未満である<sup>4</sup>。この事実は、再生可能エネルギー比率を 2025 年までに 23%以上とし、2050 年までに 31%とするとの国家エネルギー計画(RUKN: *Rencana Umum Ketenagalistrikan Nasional*)に記載された目標とも整合しない<sup>5</sup>。

インドネシアにおいて再生可能エネルギー利用を向上させる上での課題の 1 つは、発電コストの高さにある。例えば、石炭火力発電所の平均資本コストが 1MW 当たり 100 万米ドル未満であるのに対し、地熱発電についてはその 2 倍から 3 倍である 1MW 当たり 200 万米ドルから 300 万米ドルである。また、洋上風力発電については 1MW 当たり 300 万米ドルから 400 万米ドルになる<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> Indonesian Statistics Agency Release in January 2021 (link: [https://www.bps.go.id/website/materi\\_ind/materiBrsInd-20210121151046.pdf](https://www.bps.go.id/website/materi_ind/materiBrsInd-20210121151046.pdf)).

<sup>2</sup> <https://industri.kontan.co.id/news/realisasi-konsumsi-dan-produksi-listrik-nasional-di-tahun-lalu-meleset-dari-target>.

<sup>3</sup> DJEBTKE Performance Report 2020 (link: <https://ebtke.esdm.go.id/post/2021/04/19/2843/laporan.kinerja.ditjen.ebtke.tahun.2020>).

<sup>4</sup> 前掲 DJEBTKE Performance Report 2020.

<sup>5</sup> National Energy General Plan (*Rencana Umum Energi Nasional*) as set under President Regulation No. 22 of 2017 on the National Energy General Plan.

<sup>6</sup> Pefindo- Power & Energy Industry April 2020 <https://www.pefindo.com/fileman/file/909>.

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com))

このような課題に対処し、再生可能エネルギー普及を促進するために、インドネシア政府は各種の新たな規制を導入している。以下では、その内容を概説する。

## 2. 電力及び再生可能エネルギー発電に関する規制の概要

### (1) 規制法令及び監督機関

インドネシアの電力事業は、電力法(2009年法律第30号)(2020年法律第11号により改正)により規制されている。監督機関としては、MEMRによる監督のほか、再生可能エネルギー発電については、DJEBTKE(Directorate General of New, Renewable Energy and Energy Conservation (*Direktorat Jenderal Energi Baru Terbarukan dan Konservasi Energi*))の監督を受ける。

再生可能エネルギー電気(太陽光、風力、バイオ燃料及び地熱等の再生可能エネルギーから生ずる電気)の供給については、エネルギー法(2007年法律第30号)及びPPA(Power Purchase Agreement)に関するルールを定める2017年MEMR規制第50号(2020年MEMR規制第4号により改正)の適用も受ける。

さらに、地熱発電については、地熱法(2014年法律第21号)のほか、地熱の間接利用に関する政府規制(2017年政府規制第7号)及び地熱利用エリア、地熱ライセンスの付与及び地熱事業の割当てに関するMEMR規制(2018年MEMR規制第37号)が適用される。

### (2) 中央政府及び地方政府の権限事項

電力及び再生可能エネルギーに関する事項は、その内容に応じて、中央政府又は地方政府の権限の対象となるが、以下の表に記載のように、多くの重要事項については、MEMR及びDJEBTKEを通じて、中央政府の権限事項となる。

中央政府	地方政府
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 電力セクターに関する国家政策、法律、規制、ガイドライン及び基準、並びにRUKN</li> <li>b. 一般需要家向け電力料金及び PLN による IPP からの電力買取料金の承認</li> <li>c. IPP 事業許可エリアの決定</li> <li>d. 複数の地方に跨がる電力供給事業のライセンスの付与</li> <li>e. 一般的な監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 地域の電力事業規制及び電力計画</li> <li>b. 環境規制等の地域の規制・ライセンス遵守の監督</li> </ul>

中央政府及び地方政府の全ての重要なライセンスは、基本的に「Online Single Submission」と呼ばれるシステムを通じて、取得可能である。

### (3) PLN 及び IPP(Independent Power Producers)

インドネシアでは、国営電力会社である PLN(PT Perusahaan Listrik Negara(Persero))に一般需要家への電力供給の優先権が与えられており、IPP(Independent Power Producers)は、原則として、直接一般需要家に電力を販売することができない。

他方で、一般需要家への円滑な電力供給を実現するため、インドネシア政府は、IPP が国の電力供給に参画することを認めており、具体的には、IPP は、PLN と PPA を締結し、発電所を建設及び運営し、電力を供給する旨を合意し、PLN は、IPP から供給を受けた電力を、一般需要家に販売する。このような方法での IPP の参画は既に一般的になっている。

### (4) 電力供給事業及び外国投資の規制緩和

電力供給事業は、目的(一般向け供給又は特定向け供給(自己利用))に応じて複数類型に分けられる。一般向け電力供給事業

については、①発電、②送電、③配電及び④電力販売が含まれる。

インドネシア政府は、投資事業規制に関する大統領令 2021 年第 10 号により、外国投資規制を緩和し、①1MW 超の発電所、②送電及び③配電について、外国投資家による 100%の出資を認めている。国の安全保障にもかかわる送電への外国投資家の投資については、今後規制される可能性があるが、現時点では明示的な規制は行われていない。(なお、1MW 未満の発電所については、外国投資家による出資は認められていない。)

資源エネルギー事業の監督に関する MEMR 規制 2017 年第 48 号は、IPP の出資者が、自らが 90%超の出資持分を有する関係会社等に譲渡する場合(この場合、PLN の承認を得て譲渡することが可能である。)を除き、当該 IPP の営業運転開始前にその出資持分を第三者に譲渡することを禁止している。なお、地熱発電の IPP については、本規制の例外とされている。

## (5) 再生可能エネルギー発電による IPP からの電力の買取

再生可能エネルギー以外の発電については、IPP からの電力買取は公共入札を通じて実施することが原則であり、例外的に一定の要件のもとに直接選定又は直接指名が認められるにとどまる。これに対して、再生可能エネルギー発電については、外国投資を促進する観点から、PLN が IPP から直接選定又は直接指名で電気を買い取ることが可能とされている。公共入札によらない直接選定又は直接指名は時間的にも費用的にも IPP 及びその投資家にとって効率的である。

2020 年 8 月 28 日付けの再生可能エネルギー電気の買取に関する PLN 取締役会規制(PLN No. 0062.P/DIR 2020)によれば、直接選定及び直接指名に関する手続きの概要は以下のとおりである。

### ① 直接選定(Direct Selection)

選定手続きは、少なくとも 2 以上の異なる IPP からの提案を比較し、かつ変動再エネ電源(太陽光及び風力等)については PLN が決定する容量割当てに従う必要がある。

MEMR 規制 2017 年第 50 号は、資格認定、提案提出及び評価から PPA の締結までの直接選定に関する全ての手続きを 180 日以内で行うことを可能としている。もっとも、実務上は、状況により 180 日を超える期間を要することを想定しておくことが必要となる(実際上は 8 か月から 12 か月程度を要することが多い。)

### ② 直接指名(Direct Appointment)

直接選定と異なり、複数の IPP に提案を行わせることなく、単一の IPP が直接指名される。直接指名は、以下のいずれかの場合に実施可能である。

- a. 実施可能な候補事業者が 1 社のみである場合
- b. インドネシア政府が特定地域における電力供給に危機又は緊急の状況があると認める場合
- c. 特定地域において、自家消費発電事業者に電力の余剰がある場合
- d. 地域内で運転中の発電所の発電能力を増やす必要があり、発電能力の増加が可能な IPP が 1 つしかないとき PLN が判断する場合(既存発電所の拡張など)
- e. 特定のインドネシア政府プロジェクト(MEMR から PLN への特定委託等)

MEMR 規制 2017 年第 50 号は、資格認定、提案提出及び評価から PPA の締結までの直接指名に関する全ての手続きを 90 日以内で実施することを可能としている。もっとも、直接選定の手続きと同様に、実務上は、90 日を超える期間を要することを想定しておくことが必要である(実際上は 6 か月から 8 か月程度を要することが多い。)

直接選定及び直接指名のいずれであっても、PLN 取締役会規制は、再生可能エネルギー発電を行う IPP に対し、以下を含む条件を満たすことを求めている。

- i. 同じ種類の発電所の建設の経験を有する EPC 事業者が関与すること

- ii. プロジェクトコスト全体(地熱発電所についてはプロジェクトコスト全体から地熱探査費用を控除した金額)の 10%以上の金額の Project Development Cost Account を有すること
- iii. 受益所有権に関する管理要件(IPP の受益所有権の保有構造及び最上位の保有者に関する情報の提出を含む。)、及びコンプライアンス体制(腐敗防止、内部者通報制度等)に関するポリシー・ガイドライン及び基準に適合していること
- iv. 技術的要件に適合していること
- v. 経済的能力を有すること(金融機関サポートを含む。)

#### (6) 電力買取契約(PPA: Power Purchase Agreement)

インドネシア政府は、IPP からの電力買取に関し、複数の方式を適用する。すなわち、再生可能エネルギー発電以外については、BOOT(Build, Own, Operate and Transfer)方式が適用されるが、再生可能エネルギー発電については BOO(Build, Own and Operate)方式が採用されており、再生可能エネルギー発電の IPP は、PPA の満了時に事業を PLN に譲渡することを義務づけられていない。

PPA の主要事項に関する MEMR 規制 2017 年第 10 号(同 2018 年第 10 号による変更後のもの)及び PLN 取締役会規制によれば、再生可能エネルギー発電に関する PPA に定められる標準的な基本規定には、①期間、②PLN 及び IPP の権利義務(PLN による電力料金の支払いのほか、PLN の送電線の不可抗力によらない停止の場合における PLN による「みなし発電料金」の支払い、出力保証又は供給計画提出義務等の違反時の IPP によるペナルティ支払いに関する定めを含む。)、③リスクアロケーション、④プロジェクト完工保証(資金調達、試運転及び COD に関するコミットが含まれる。)、⑤試運転及び営業運転開始日、⑥燃料供給(太陽光、風力及び地熱以外の発電の場合)、⑦電力の受給条件及び支払条件(インドネシア銀行により特例が認められる場合を除き、インドネシア・ルピアで支払われる必要がある。)、⑧運転システムのコントロール(PLN の役割である送電制御装置の設置に関する権利義務を含む。)、⑨供給量及びアベイラビリティに関する保証・コミット違反時のペナルティ、⑩解除条項、⑪権利の譲渡、⑫価格調整条項、⑬紛争解決条項、⑭不可抗力条項、⑮IPP の資格要件として上述した Project Development Cost Account に関する事項、⑯PPA の規定の変更に関する事項、⑰リファイナンス、⑱腐敗防止、マネーロンダリング禁止、⑲ローカルコンテンツ要件、⑳カーボンクレジット、㉑PLN による電力料金の先払いに関する事項(一定の政府の作為若しくは不作為があった場合又は法令の変更などの一定の条件が発生した場合に、「みなし発電支払い」として先払いされるケースや、PLN が IPP に追加支払いなく電力供給を求めるケースなどの利用が想定されている。)が含まれる。

#### (7) 買取価格

PLN による IPP からの電気の買取価格は、MEMR の承認を要する。

買取価格の計算方法は、MEMR によって承認された PLN の発電コスト(電力販売コストを除く。)(BPP(*Biaya Pokok Pembangunan*)と呼ばれる。))によって変わる。MEMR 規制 2017 年第 50 号によって定められている買取価格の計算方法は以下のとおりである。

	再生可能エネルギーの種類	基準	価格に関する考え方
1.	a. 太陽光	地域の BPP が国の平均 BPP(インドネシア全体に適用される BPP の平均)を上回る場合	地域の BPP の 85%を買取価格の上限とする。
	b. 風力		
	c. バイオマス	地域の BPP が国の平均 BPP を下回る場合	IPP と PLN によって合意される価格を買取価格とする。
	d. バイオガス		
	e. 海洋温度差及び潮流		
2.	a. 水力	地域の BPP が国の平均 BPP を上回る場合	地域の BPP の値を買取価格の上限とする。
	b. 都市廃棄物	地域の BPP が国の平均 BPP を下回る場合	IPP と PLN によって合意される価格を買取価格とする。
	c. 地熱		

	再生可能エネルギーの種類	基準	価格に関する考え方
3.	a. 液体バイオ燃料 b. 一定の建設条件(多目的建設であること等)を満たすダム・貯水池又は灌漑水路による水力	特になし	IPP と PLN によって合意される価格を買取価格とする。

#### (8) ローカル・コンテンツ要件

電力法は、国産の製品及びサービス(ローカル・コンテンツ)の優先的な利用を求めており、外国の製品及びサービスの利用は、国産の製品及びサービスの利用ができない場合に限り認められている。この点に関し、電力インフラの開発に関する国産製品及びサービスの利用に関するガイドラインを定めた産業省規制(No. 54/M-IND/PER/3/2012)は、再生可能エネルギーの種類に応じて、達成すべき最低限のローカル・コンテンツの割合を定めている。例えば、太陽光発電については 60%以上を国産製品で賄う必要があり、110MW より大きい地熱発電については 28.95%以上を国産製品及びサービス(EPC サービス、コンサルティングサービス等をいう。)で賄う必要がある。

#### (9) 営業運転開始までの主なマイルストーン

インドネシアにおける IPP 発電事業における営業運転開始までの主なマイルストーンは以下のとおりである。

- ① 協議手続きの実施。この手続きにおいて、IPP と PLN は、PPA ドラフトに基づき買取価格及びその他の重要条件について協議を行う。協議が成立した場合には、PLN は IPP に対して指名に関するレター(letter of intent)を発行する。
- ② PLN は、予定買取価格を MEMR に提出し、その承認を取得する。
- ③ PPA のファイナライズ及び締結
- ④ ファイナンシャル・クローズ(IPP によるプロジェクト向けファイナンスの取得)
- ⑤ 発電所の建設
- ⑥ 発電所の試運転。発電所の運転状況をテストするために要求されており、問題がないと認められれば、MEMR によって認可されている技術検査機関が運転許可証(“Operation Worthiness Certificate” (Sertifikat Laik Operasi))を発行する。
- ⑦ 営業運転の開始。PLN の保有する送電網への送電を開始する。

### 3. 近時のマーケット環境を踏まえたインドネシア政府の対応

以下では、インドネシアの近時の再生可能エネルギー市場の状況とそれに伴う規制対応の動向について概説する。

#### (1) 近時の再生可能エネルギー利用の傾向とインドネシア政府の計画

インドネシア政府は、温室効果ガスの削減に関する国際的な約束に伴い、再生可能エネルギーの利用拡大の必要に迫られている。

国家エネルギー政策に関する政府規制 2014 年第 79 号により、インドネシア政府は、再生可能エネルギーの利用を 2025 年までに 23%、2050 年までに 31%に拡大し、これにより化石燃料の利用を削減する目標を立てている。しかし、実際には、2020 年末における再生可能エネルギーの利用は 11.2%にとどまっている<sup>7</sup>。

インドネシア政府は、現在、太陽光発電の開発に弾みをつけるため、東インドネシアにおいて大規模太陽光発電所を建設するこ

<sup>7</sup> 前掲 DJEBTKE Performance Report 2020

とを計画している<sup>8</sup>。

さらに、インドネシア政府は、再生可能エネルギーに関する新たな法律及びその買取に関する新たな大統領令を制定することを検討している。

## (2) 買取価格の見直し

インドネシア政府は、2021年に、現在のBPPに代えて、再生可能エネルギー電気の買取価格に関する新たなルール(再生可能エネルギーの発電コストをよりの確に踏まえたもの)を導入することを計画していると報じられている。

新たな買取価格のルールは、投資家にとってより魅力的であり、かつプロジェクトのバンカビリティの観点からも望ましいものとなることが期待される<sup>9</sup>。

## (3) BOOT方式からBOO方式へのシフト

インドネシア政府は、以前は、再生可能エネルギー分野においても、BOOT方式を採用していたが、この方式については、インドネシア政府への譲渡時点におけるプロジェクトの価値の判断が多くの場合に難しいとの強い批判を投資家から受けてきた。

このため、再生可能エネルギー分野については、BOOT方式は、2020年にMEMRによって撤回され<sup>10</sup>、現在はBOO方式が用いられている。BOO方式(その具体的な内容については、PLNとの協議による。)では、IPPは、PPAの期間満了時にインドネシア政府にプロジェクトを譲渡することを義務づけられない。

## (4) COVID-19への対応措置

COVID-19は、インドネシアのエネルギー分野にも多大な影響を及ぼした。感染拡大防止のために実施された大規模な社会的制限(PSBB: *Pembatasan Sosial Berskala Besar*)及び移動制限は、オフィス、工場等の産業部門における電力需要を減少させ、かつ、建設コストの増大、プロジェクト開発の遅延による間接費の増加、及び再エネ発電における各種オペレーションの制約等により、再生可能エネルギーへの投資にも悪影響を生じさせた<sup>11</sup>。

このような課題に対処するため、インドネシア政府は、営業運転期限の緩和、営業運転開始の遅延に関するIPPへのペナルティの免除等の措置を講じている<sup>12</sup>。

## (5) その他のインセンティブ措置

上に述べたもののほか、インドネシア政府は、再生可能エネルギーに関し、免税期間、課税減免、関連する重要な製品への付加価値税の免除、ローン支払いの猶予<sup>13</sup>、輸入関税の免除、及び地熱発電の開発段階における不動産税の減免(最大100%)等によるインセンティブ措置を講じている<sup>14</sup>。

<sup>8</sup> <https://www.industry.co.id/read/79638/tak-kalah-dengan-portugal-dan-arab-saudi-dirjen-ebtke-kami-akan-bangun-solar-park-satu-hamparan-luas-di-indonesia-timur-yang-isinya-solar-panel-saja>.

<sup>9</sup> <https://industri.kontan.co.id/news/esdm-pembahasan-perpres-harga-listrik-ebt-pararel-dengan-ruptl-2021-2030>

<sup>10</sup> MEMR Regulation 50/2017.

<sup>11</sup> <https://www.dunia-energi.com/pemerintah-terapkan-langkah-penanggulangan-dampak-covid-19-subsektor-ebt/>.

<sup>12</sup> <https://www.antaraneews.com/berita/1439016/insentif-bisnis-ebt-difokuskan-di-wilayah-terdampak-covid-19>.

<sup>13</sup> 前注と同じ。

<sup>14</sup> <https://www.kemenkeu.go.id/en/publications/news/renewable-energy-eligible-for-tax-incentives-to-supply-indonesias-energy-sufficiency-in-the-future/>.

## 4. 結語

再生可能エネルギーの導入目標達成に向けたインドネシア政府の積極的な姿勢・コミットは、上に述べた近時の規制動向にも表れている。このような同政府の姿勢は、外国投資家にも一層の投資機会と意欲を与えるものであり、今後もこのような姿勢が一貫して継続され、インドネシアにおける再生可能エネルギー発電事業の普及・発展につながることを期待したい。



まつだいら さだゆき  
**松平 定之**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[s.matsudaira@nishimura.com](mailto:s.matsudaira@nishimura.com)

2001年 東京大学法学部卒業、2002年 弁護士登録、2011年 ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2011-2012年 ニューヨークのデビボイス&プリンプトン法律事務所勤務、2012年 ニューヨーク州弁護士登録。エネルギー・インフラ分野における国内外のM&A、合併、プロジェクト組成、規制対応、紛争等を取り扱う。著書として、「エネルギー法実務要説」(商事法務、2018年6月)、「M&A 法大全(下)」[全訂版](商事法務、2019年1月)等がある。



シンタ ドウウィ チェスタカラニ  
**Sinta Dwi Cestakarani**

ジャカルタ事務所\* Walalangi & Partners インドネシア弁護士  
[Scestakarani@wplaws.com](mailto:Scestakarani@wplaws.com)

University of Padjadjaran にて法学士号取得、インドネシア最大の法律事務所勤務経験を有する。主に資源エネルギー、ファイナンス、M&A 及び TMT の分野において、国内外の企業へのアドバイスをを行う。インドネシアの Hukumonline によって、2019年の inspiring NexGen Lawyers 11人のうちの1人に選ばれた。



R ウィスヌ レナンシャー ジェニー  
**R. Wisnu Renansyah Jenie**

ジャカルタ事務所\* Walalangi & Partners インドネシア弁護士  
[Rjenie@wplaws.com](mailto:Rjenie@wplaws.com)

主にクロスボーダー市場案件やキャピタルマーケット案件を取り扱う。エネルギー、バンキング、ファイナンス、キャピタルマーケット、M&A の分野にておいて、外国企業への複雑な資金調達やキャピタルマーケット取引、投資計画へのアドバイスをを行う。



ラディティア プラタマンディカ プートラ  
**Raditya Pratamandika Putra**

ジャカルタ事務所\* Walalangi & Partners インドネシア弁護士  
[Rpratamandika@wplaws.com](mailto:Rpratamandika@wplaws.com)

University of Padjadjaran にて法学士号取得、Asian Law Students' Association や模擬法廷大会での活動経験を持つ。英国系法律事務所での勤務経験を有し、バンキング、資源エネルギー分野において、国内外の様々なクライアントに対しアドバイスをを行う。

\* 提携事務所